

令和4年(行ウ)第22号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 江本浩二 ほか58名

被告 沼津市長 頼重秀一

令和6年10月10日

第3準備書面

静岡地方裁判所民事第2部合議C係御中

被告訴訟代理人 弁護士 内田文喬

被告訴訟代理人 弁護士 伊東哲夫



第1 原告準備書面(3)に対する認否

1 同書第1について

(1) 同第1項のうち

ア 同項(1)について、認否の必要はない。

イ 同項(2)について、

(ア) ①については、争う。

(イ) ②については、否認ないし争う。

(ウ) ③については、否認ないし争う。

(2) 同第2項のうち

ア 同項(1)について、被告の事業再開の理由については、外原区の静観の意見を踏まえた清水町の事業の早期実現への要望であり、異なる主張をしているわけではない。

イ 同項(2)について、

(ア) 第1段落については、不知。

(イ) 第2段落中、覚書を「締結した」事実及び「今後は、1の洞、2ノ洞、3ノ洞を含めて建設しないとし

たのが本件覚書である」という主張については否認し、廃棄物処理施設の香貫山東側での稼働状況及び三ノ洞への新施設建設が認められた点は認め、その余は不知。

(ウ) 第3段落については、否認する。2014年(平成26年)に策定した基本構想では、一ノ洞から三ノ洞までを一体的に利用することとしており、一ノ洞に建設する計画とはしていなかった。また、2022年(令和4年)9月に新施設立地計画を一ノ洞と二ノ洞に変更したのは、大型車両の旋回スペースの確保や適切な動線計画を確保するために計画変更したものであり、土砂災害特別警戒区域に指定されたことが原因ではない。

(エ) 第4段落については、否認する。

2 同書第2について

(1) 同第1項のうち

- ア 同項第1段落については、争う。
- イ 同項第2段落については、否認ないし争う。
- ウ 同項第3段落については、否認ないし争う。既に主張したとおり、外原区闘争委員会は、外原区自治会内の委員会であって、独立の主体ではない。
- エ 同項第4段落については、争う。
- オ 同項第5段落については、争う。
- カ 同項第6段落については、争う。
- キ 同項第7段落中、覚書に添付された話し合い状況概略に、記載があるという点は、認める。
- ク 同項第8段落については、否認ないし争う。
- ケ 同項第9段落については、覚書の作成の前日に、外原区が建設に同意している点を指摘する。
- コ 同項第10段落については、否認ないし争う。なお、

原告提出の甲9号証、甲10号証にも、同所に将来建設しないことを確約した旨の記載は存在していない。

サ 同項第11段落については、争う。

シ 同項第12段落については、争う。

ス 同項第13段落については、否認ないし争う。

セ 同項第14段落については、否認ないし争う。

原告の主張は、覚書の本文に記載された「今後締結される公害防止協定書等の内容とすることを確認いたします。」という文言に反する主張である。

(2) 同第2項について

ア 同項(1)に対する認否

(ア) 同第1段落については、認否しない。

(イ) 同第2段落については、認める。

(ウ) 同第3段落について、「国の補助金の供与に際し、構造技術上の基準のクリアーや周辺自治会の同意、環境アセスの承認を得ることなど(そのほか都市計画決定のクリアー)を建設にあたっての条件にしているのである」については否認、その余は認める。交付金の申請は、循環型社会形成推進交付金交付要綱他(乙7号証)に基づき行うものであり、交付要綱他には地域計画の提出や交付対象事業について定められているものの、周辺自治会の同意や環境アセスの承認、都市計画決定については交付に必要な条件とされていない。なお、構造技術上の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2及び同法施行規則第4条(乙8号証)に規定される設置許可の基準等によるものであり、技術上の基準の審査は都道府県において行うものである。

(エ) 同第4段落については、「環境への影響面を考え

て、環境省が一定の基準に達するように補助金を出す

かどうかの判断を行っている」ことについては不知。

「補助金の内示の決定がなければ、地方自治体は、建設にあたっての資金を国から借り受け」については否認、その余は認める。

(オ) 同第5段落について、一般論としては、認める。

(カ) 同第6段落について、健康被害については、否認する。

(キ) 同第7段落については、認否の必要はない。

(ク) 同第8段落については、争う。

(ケ) 同第9段落については、一般論としては認める。

(コ) 同第10段落について、一般論としては認める。

(サ) 同第11段落については、主張が明らかではなく認否できない。

(シ) 同第12段落については、否認ないし争う。

(ス) 同第13段落については、争う。

(3) 同第3項について

ア 同項(1)については、争う。

イ 同項(2)のうち

(ア) 同第1段落については、争う。

(イ) 同第2段落については、否認する。

(ウ) 同第3段落については、否認ないし争う。基幹改良工事は、耐用年数を伸ばすために行ったものではなく、平成9年1月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく政令及び省令の改正に基づき実施したものであり、延命化を目的としたものではない。

(エ) 同第4段落については、否認ないし争う。覚書の日付よりも前に、建設に対し、同意されていることはすでに指摘のとおりである。

(オ) 同第5段落については、争う。

(4) 同第4項について

争う。

3 同書第3について

(1) 同第1項のうち

ア 同項第1段落については、認否の必要なし。なお、沼津市と清水町において、外原区との合意形成については清水町において行うことと申し合わせており、外原区の「静観」への変更についても清水町において交渉したものであり、沼津市においてはどのような経緯で静観になったのかは把握しておらず、静観をもって事業を再開すべきか判断が困難であった。このため、当時の外原区の事情をよく把握している清水町からの建設推進の要望書を事業再開の判断材料とし、市長の決裁を得て事業の再開を決定したものである。

イ 同項第2段落については、否認ないし争う。被告の認識としては、事業再開の直接の理由は、清水町からの要望書の提出であるというもので、外原区の静観の表明が直接の再開の理由ではないというものである。

ウ 同項第3段落については、認否の必要なし。

エ 同項第4段落について、原告が記載の主張をしているという範囲で認め、その余は否認する。

オ 同項第5段落については、否認ないし争う。

(2) 同第2項のうち

ア 同項第1段落については、否認ないし争う。

イ 同項第2段落については、認める。

ウ 同項第3段落については、争う。

(3) 同第3項については、認否の必要なし。

第2 原告準備書面(4)に対する認否

1 同書第1について

(1) 同第1項のうち、第1段落については、認否の必要な

し。同第2段落について、訴えの変更については認め、その余は不知。

(2) 同第2項のうち

ア 同項(1)に対する認否

被告の主張であり、認否の必要はない。

イ 同項(2)に対する認否

(ア) 同アの主張については、否認ないし争う。

(イ) 同イの主張については、否認ないし争う。

(ウ) 同ウの主張については、否認ないし争う。

ウ 同項(3)に対する認否

(ア) 同①については、否認する。

(イ) 同②については、不知ないし否認する。

(ウ) 同③については、否認ないし争う。

(3) 同第3項のうち

ア 同項(1)のうち、A記載の事実については、否認ないし争う。B記載の事実に関しては、不知。

イ 同項(2)について、否認する。

ウ 同項(3)については、認否の必要はない。

(4) 同第4項のうち

ア 同項(1)については、原告が準備書面(3)で①ないし③の主張をしていることは認め、主張内容は否認ないし争う。

イ 同項(2)については、第1段落については、認否の必要はない。第2段落については、否認ないし争う。

ウ 同項(3)については、第1段落中のア・イ・ウの事実は否認し、その余は争う。

同第2段落については、否認する。

同第3段落については、争う。

2 同書第2について

(1) 同第1項について

ア 同項（１）のうち、

（ア）第１段落については、中間処理施設整備事業は、継続された事業であり、建設計画が２つあるわけではないため、否認する。

（イ）第２段落については、認める。

（ウ）第３段落については、否認する。

（エ）第４段落については、「環境省による補助金の内示決定に失敗し計画を断念した」及び「循環型社会形成推進交付金は、かかった炉体費用の１／３から１／２の補助金が交付される」という点については否認し、その余は認める。

（オ）第５段落については、事業の延期について議会に報告した事実は認め、その余は否認する。

イ 同項（２）のうち、

（ア）第１段落、第２段落については、仮定の話であり、認否しない。

（イ）第３段落については、不知。

（ウ）第４段落については、否認ないし争う。

（エ）第５段落については、否認する。

（オ）第６段落については、否認する。

（２）同第２項について

ア 同項（１）のうち、

（ア）第１段落については、否認ないし争う。

（イ）第２段落については、否認する。

（ウ）第３段落については、否認する。

イ 同項（２）のうち、

（ア）第１段落については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項に規定されている一般廃棄物処理基本計画に関する規定があることについては認め、その余は不知。

(イ) 第2段落については、一般論としては認める。

(ウ) 第3段落については、不知。

(エ) 第4段落については、不知。

ウ 同項(3)のうち、

(ア) 第1段落については、否認する。

(イ) 第2段落については、否認ないし争う。平成20年度以前も候補地調査は行っている。また、平成20年度の調査は書類上の審査であったが、候補地絞り込み後、平成22年度は敷地造成計画図の作成を行い、施設配置が可能であることを確認し、平成23年度に議会へ候補地の決定を報告したものである。なお、物理的な調査については、候補地決定後実施している。また、候補地選定においては、類似する他市の事例やごみ処理施設整備の計画・設計要領(2006年改訂版)を参考に行ったものであり、現施設と同じ場所への建設を前提にした候補地選定ではない。

(ウ) 第3段落については、否認する。

エ 同項(4)のうち、

(ア) 第1段落については、否認ないし争う。

(イ) 第2段落については、否認ないし争う。

(ウ) 第3段落については、否認ないし争う。

3 同書第3に対する認否

(1) 同第1項について

ア 同項第1段落については、否認する。

イ 同項第2段落については、認める。

ウ 同項第3段落については、否認する。環境省としては、平成26年3月27日に鈴木氏他が環境省と面談を行い、環境省として、詳しい状況がつかめないなか、交付金の内示が出せないため留保したことが記録されている。(乙9号証)

エ 同項第4段落については、否認ないし争う。

オ 同項第5段落については、認める。

カ 同項第6段落については、否認する。計画を順延した理由は、補助金とは関係のない事情である。なお、交付金については、その後内示され、交付されている。

(2) 同第2項について

ア 同項(1)のうち

(ア) 同第1段落については、認める。

(イ) 同第2段落については、認める。

(ウ) 同第3段落中、第1文については、争う。第2文、第3文については、認める。

(エ) 同第4段落中、第1文については、不知。第2文、第3文については、争う。

(オ) 同第5段落については、否認ないし争う。

イ 同項(2)のうち

(ア) 同第1段落については、認める。

(イ) 同第2段落中、第1文については、争う。第2文については、一般論としては認める。

(ウ) 同第3段落については、否認ないし争う。

(エ) 同第4段落については、否認ないし争う。

(オ) 同第5段落については、当初会議の開催を認めていなかったことは認め、その余は否認する。

(3) 同第3項について

ア 同項(1)のうち

(ア) 同アのうち、

a 第1段落については、認める。

b 第2段落については、否認ないし争う。

(イ) 同イのうち、

a 第1段落について、甲30号証に記載がある点は認める。

b 第2段落については、甲31号証に記載がある点は認める。

c 第3段落については、否認ないし争う。

(ウ) 同ウのうち、

a 第1段落については、否認ないし争う。

b 第2段落については、否認ないし争う。

c 第3段落については、否認ないし争う。

d 第4段落については、否認ないし争う。

(エ) 同エのうち、

a 第1段落については、認める。

b 第2段落中、甲30号証、31号証に記載がある点は認めるが、その余は、否認ないし争う。

c 第3段落については、否認ないし争う。

(オ) 同オのうち、

a 第1段落については、否認ないし争う。

b 第2段落については、否認する。

(カ) 同カのうち、

a 第1段落については、争う。

b 第2段落については、知らないし否認する。

イ 同項(2)のうち

(ア) 同アのうち、

a 第1段落中、第1文のうち、焼却場、し尿処理施設が存在していた点は認め、その余は否認する。第2文については、否認する。

b 第2段落については、不知。

(イ) 同イのうち、

a 第1段落については、否認ないし不知。

b 第2段落中、覚書を無視したという点は否認し、その余は認める。

(ウ) 同ウのうち、

- a 第1段落については、認める。
- b 第2段落について、開示された内容は認めるが、その余は不知。
- c 第3段落については、争う。

第3 被告準備書面（5）に対する認否

1 同書第1について

- (1) 第1段落については認否の必要なし。
- (2) 第2段落については認める。

2 同書第2について

(1) 同第1項のうち

- ア 1958年については、否認する。
- イ 1966年6月1日については、不知。
- ウ 1973年6月については、不知。
- エ 1974年2月10日について、清水町外原区闘争委員会が結成された事実は認め、その余は不知。
- オ 1974年11月14日については、市及び町との話し合い状況概略にV将来計画が記載されていることは認め、その余は不知ないし否認する。
- カ 1976年10月については、資源ごみ中間処理場及び中継・中間処理施設の立地については認め、その余は否認する。

(2) 同第2項のうち

- 第1段落については、認める。
- 第2段落中、「沼津市の迷惑施設が集められている」という点は否認し、その余は不知。

(3) 同第3項のうち

- ア 1989年沼津市一般廃棄物基本計画策定について、記載の内容が甲43号証に記載されていることは認めるが、その事実は不知。

- イ 1992年～1996年については、認める。
- ウ 1997年については、認める。
- エ 1999年5月16日、24日については、否認する。
- オ 2000年については、不知。
- カ 2007年については、知らないし否認する。
- キ 2008年については認める。
- ク 2009年2月5日については、認める。
- ケ 2009年2月12日については、認める。
- コ 2009年3月12日については、認める。
- サ 2009年7月9日～2011年8月27日については、不知。
- ス 2013年9月5日については、認める。
- セ 2014年3月については、認める。
- ソ 2015年7月について、新施設の予定地を現施設用地（二ノ洞三ノ洞）としたことについては否認し、その余は認める。
- タ 2018年1月については、否認する。計画の順延は、2016年1月である。
- チ 2022年3月については、認める。
- ツ 2022年3月については、認める。

(4) 同第4項について

- ア 同項(1)について、「58年ころ具体的計画に入る・・・」は覚書ではなく、「市及び町との話し合い状況概略」に記載されたものであり否認、「平成元年ころになって、転地予定先の検討が始まった」については甲43号証に記載が有ることは認める。
- イ 同項(2)については、認める。求釈明については、被告の主張に後述する。
- ウ 同項(3)については、認める。求釈明については、

被告の主張に後述する。

エ 同項（４）については、認める。

オ 同項（５）のうち、第１段落について、平成２０年度に行われた調査の内容が、「ずさんなもので形だけの書類審査に終わり」、「住民反対を無視して」という点については否認し、「合意書」については、不知。その余は認める。

第２段落について、「該当施設がいわゆる迷惑施設であり、２４時間稼働、近隣住民に負担をかける施設」であることは認め、その余は否認する。

第３段落については、否認ないし争う。

３ 同書第３について

（１）同第１項のうち、「平成２０年度の候補地選定は、住民に対して公表されずに行われ」、「候補地選定の実態は不明である」という点については否認し、その余は認める。

（２）同第２項のうち

ア 同項（１）については認める。

イ 同項（２）については認める。

ウ 同項（３）について、実際の絞り込みを「生活環境の保全や覚書など住民反応の検討事項が欠落していたことを自白している」という点については否認し、その余は認める。

（３）同第３項のうち

ア 同項（１）第１段落については、「候補地を選定するに際して、市有地に限定する意味が不明である」については否認ないし争い、その余は認める。

同第２段落について「２７年に耐震化工事の着手もせず、現焼却プラントをそのまま継続稼働している」点は認め、その余は否認する。平成７年１０月に策定された耐震改修促進法が平成１８年１月に改正され、改正の

中で、地方自治体においても耐震改修促進計画を作成することが求められ、平成18年10月に静岡県が策定した計画において、沼津市においても耐震改修促進計画の作成が義務付けられ、平成27年度末までの耐震化工事が必要になった。そのため、財政面や耐震化への期限を考慮し市有地に限定したものであって、合理的な判断によるものである。また、耐震化工事に着手しなかったのは、ごみ貯留ピットの補強が必要であったが、ごみの受入れを停止する必要があること、また、施設内に余剰空間がなく、耐震化工事が困難であったからである。

同第3段落については、公募によれば容易に用地が取得できるとの主張については、不知、その余は否認ないし争う。

同第4段落については、争う。

イ 同項(2)第1段落については認める。

同第2段落について「3の洞の面積が2万㎡近いのは、現地が香貫山山ろくの斜面であるからに過ぎない」という点については否認する。また、建物のほか、一定程度の敷地面積は必要である。

同第3段落については、認める。

同第4段落については、争う。

ウ 同項(3)第1段落については、認める。

同第2段落については否認する。候補地は財政面や耐震化への期限の関係を考慮し、市有地から選定することにしたものであり、平沼や植田は民有地であり候補地とならなかったものである。

同第3段落については、否認する。

同第4段落については否認する。

同第5段落については、認否の必要なし。

エ 同項(4)について、「数合わせのために、公園や他

施設存在地・予定地を候補地に入れた」点については否認し、その余は認める。

オ 同項（５）第１段落については否認する。

第２段落については、不知。

第３段落について「従前調査の上でも傾斜地を切土して擁壁工事をしている」という点は不知、その余は認める。

第４段落について「沼津ゴルフクラブ西側の沢」については否認し、「拓南地区西側の山」については認め、その余は争う。

第５段落のうち「傾斜地として済ましていた」ことは否認し、その余は認める。

第６段落については否認する。土砂災害特別警戒区域の指定は、静岡県が行う業務であり、その判断基準等についての詳細は沼津市で知り得ず、平成２０年度の書類調査時には分からなかったためである。なお、平成１８年度に一ノ洞（山ヶ下町）が指定された時点では、当該土地については、指定されなかったのであり、結論ありきの選定ではない。

カ 同項（６）第１段落について「学校や病院などの環境を保護すべき公共施設」については一般論としては認めるが、同じ用途地域に建設できる施設であることを指摘する。

第２段落について、富士市の候補地選定についての詳細は不知、市役所の土地については狩野川浸水想定区域であり移転の計画もなく立地が不可能であり否認する。

キ 同項（７）第１段落については否認する。

第２段落については否認する。

ク 同項（８）については、不知。

（８）以降は争う。

(4) 同書第4項について

ア 同項(1)については、認否の必要なし。

イ 同項(2)「沼津市は」以降については、争う。

第4 被告準備書面(6)に対する認否

1 同書第1について

(1) 同第1項については、認める。

(2) 同第2項については、認否の必要なし。

2 同書第2について

(1) 同第1項について、指摘の最高裁判決が存在する点は認める。

(2) 同第2項のうち、

ア 第1段落については、認める。

イ 第2段落については、認める。

ウ 第3段落については、一般論としては認める。

エ 第4段落については、裁判例の存在は認める。

3 同書第3について

(1) 同第1段落については、否認ないし争う。

(2) 同第2段落中、第1文については、否認する。第2文については否認する。

(3) 同第3段落については、否認する。

(4) 同第4段落については、否認する。

(5) 同第5段落については、否認ないし争う。

第5 被告の主張

1 本件新中間処理施設の立地選定の経緯

(1) 原告は、本件新中間処理施設の立地選定について、裁量を逸脱した違法があると主張する。この点について、以下、立地選定の経緯について、詳述する。

(2) 候補地選定について、次期焼却施設の候補地として、平成4年頃、沼津市平沼地区が候補に挙げられたことから、現

地調査等を行った。その調査の中で、地質調査を実施しており、支持地盤が40mもの深部であることを確認した。その結果、支持地盤が想定よりも深く工事費が高額となること、また、農振農用地の解除も難しいため平沼を断念した。

(3) 平成9年から11年にかけて沼津市植田に立地する最終処分場の整備に合わせて、同地に焼却施設を建設するという案が上がった。具体的には、平成9年度に、現焼却施設や過去に埋め立てた灰等の減容化を目的として、最終処分場に隣接して焼却施設（熔融炉等）を建設する計画があったが、当時は、後述する静岡県ゼロエミッション事業に参画することに重きを置いていたことから、計画は進まなかった。

(4) ごみ処理広域化計画及び静岡県ゼロエミッション事業について

ア 静岡県においてごみ処理広域化計画が平成11年に始まり、並行して、平成12年から平成19年にかけては、廃棄物処理において、静岡県ゼロエミッション事業が検討された。

イ この点については、平成11年のごみ処理広域化計画は、県下を7圏域に分割し、駿豆地区を1つの圏域として、御殿場から熱海・伊東までの中で焼却施設整備の検討を行い、平成29年度の供用開始を目指し、ダイオキシン対策、余熱利用、建築コスト削減などを前提に平成19年まで検討していた記録が残っている。

ウ 一方、静岡県ゼロエミッション事業は、埋立処分に頼らないごみ処理システムの確立を目指し、燃やすごみ、焼却灰などの静岡県内で発生した廃棄物を大井川町に建設予定であった施設で処理するもので、整備候補地である大井川町と静岡県、事業者の3者にて基本協定を締結し事業を計画したものであり、沼津市も参画を検討していた。しか

し、大井川町が基本協定の白紙撤回を通知したことで事業の進捗が困難となり実現することはなかった。

(5) 新中間処理施設の候補地選定について

ア 平成18年、19年まで、上記の様に広域によるゴミ処理計画について検討していたが、状況は進展しないまま、静岡県耐震化政策の一環として、公共施設の耐震化を平成27年度末までに完了するという目標が設定された。そのため、被告においては、早急に新中間処理施設を整備することとし、平成20年度に候補地の調査を開始した。

イ 先立って、平成19年8月に、新施設の整備方針について、耐震化と新築を比較検討し、新築に決定した。

ウ 次に、候補用地に関しては、平成27年度末までに建設を完了する計画であったこと、民有地の取得に関しては、用地取得交渉に係るコストや時間を要する等の問題があったことから、市有地から選出することとした。そして、市有地における検討内容は以下のとおりである。

記

① 用地面積20,000㎡以上の市有地のリストアップ

理由 少なくとも現在と同程度規模が必要である。

焼却施設、周辺施設の整備、周辺環境への配慮等に鑑みれば、最低でも20,000㎡必要。

用地取得の期間を考慮すると必要面積以上の市有地が見込める。

(平成27年度末までには耐震化完了が求められている。)

② リストの作成

・山林・原野、公園・緑地等、住宅、商・工業施設、学校、都市施設に分類を行った。

・位置名称、現況地積、現況地目や用途、地形等を整理した。

※36箇所のうち、明らかに対象とならない土地として、学

校7箇所、その他、道路用地が1箇所あったためリストからは削除し、その結果、28箇所となった。

③ リストの概要

- ・山林・原野の9箇所のうち8箇所は香貫山、徳倉山の斜面で、風致地区に指定されており、急斜面である。1箇所は愛鷹山の急斜面の土地（No.6：沼津ゴルフクラブ西側の沢：（甲50号証）である。）

※ 風致地区…都市内外の自然美を維持保存するために創設された制度で、指定された地区においては、建築物の建築や樹木の伐採などに制限が加えられる。

- ・公園・緑地等の11箇所は香貫山5箇所、門池2箇所、そして八重団地北東の横山と拓南地区西側の山と千本公園、香陵グランドである。全てが都市公園や緑地になっている。

なお、香陵グランドは避難地にも指定されている。

- ・住宅、商・工業施設2箇所は、市営原団地とキラメッセ沼津周辺の土地である。原団地は昭和48～57年に整備され、老朽化は進んでいるものの、入居者があり、建替え計画はない団地である。キラメッセ周辺は、整備計画（当時）もあり、用途が決まっている。
- ・都市施設：現清掃プラント周辺5箇所（甲50号証）と現在の衛生プラント（アクアプラザ）（甲50号証）

④ 整備候補地選定の考え方

選定にあたり、甲51号証の「整備候補地選定の考え方」を作成し、検討を行った。

また、検討において考慮した点は以下のとおりである。

i 面積、用地取得

- ・少なくとも現在と同程度規模20,000㎡必要で、更に資源化施設、余熱利用施設を含めると約40,000㎡必要となる。
- ・平成27年度末までには耐震化完了が求められている

ため、用地取得の期間を考慮する。

- ・他の施設整備予定地、公園は避ける。

ii 防災面

- ・液状化危険度

液状化危険度が比較的低い地帯が望ましい。

- ・浸水想定区域

計画地周辺は狩野川流域において、浸水想定区域から外れていることが望ましい。

iii 地形

- ・急峻斜面は豪雨や地震により斜面崩壊の危険、海岸は津波の危険があるため避けた方が望ましい。
- ・施設整備用地のみならず、アクセス道路についても上記と同様の配慮が必要と考える。

iv 収集効率

人口重心からの距離

- ・沼津市と清水町の人口重心は、沼津駅北側にある。
- ・効率的な収集運搬を行うには、人口重心から近い方が望ましい。

アクセス道路の整備状況

- ・工事期間及びコスト縮減のため、収集・運搬道路が整備されていることが望ましい。

※アクセス道路について、沼津市土地利用事業承認を得るためには、幹線道路から敷地まで歩道を含めた幅員が9 m以上必要であり、道路幅員が不足する場合には、道路を拡幅する必要がある。拡幅するためには、用地買収が必要となることがあり、用地交渉に不測の時間を要することが懸念されるため、既にアクセス道路が整備されていた方が、財政的、工程的に有利となる。

⑤結果

以上の検討経過から提示した28箇所のリスト(甲50号

証)に「利用の可否」をまとめている。

その結果、唯一、整備可能な土地が、旧衛生プラントから現施設までの用地という結論になったものであり、適切な選考過程を経ている。

(6) 用地選定について裁量逸脱等のないこと

ア 原告は、被告において、新中間処理施設の敷地選考は形式的なものに過ぎず最初から本件新中間処理施設を建てる土地を恣意的に決定したものであると主張する。

イ しかし、行政運営における重要事項たる本件新中間処理施設の建設については、行政の専門的・政策的判断にゆだねられており、その建設地の選定については、関係法規に違反しない限り、行政裁量により決定されるものである。

ウ そして、本件において市有地に限って候補地を探したという点も、民有地取得にかかるコストや期間から民有地を候補地から外したことには合理的な理由があり、裁量逸脱の違法は存在しない。

エ 行政においては、その目的を達するために、必要かつ最少の限度を超えて、経費を支出してはならないという効率性の原則が存在する。被告において、限られた予算の中で、最大限の効率を求めることは法的にも要請されているところである。

オ 類似する他市におけるゴミ処理施設用地候補地選定においても、用地を市有地及び必要面積の条件を最優先にして選定しており、被告においても同様に、行政運営における判断の中で、候補地選定を行なったが、結果として、今回の土地以外に適当な候補地がなく、最も適した土地として選定したものである。

カ 本件処理施設は、すでに50年近く稼働しており、建替の必要があることは明らかであり、同施設を利用する清水町からも、早期の計画実現を要請されているとこ

るである。本来であれば、平成27年に新規運用を予定していたが、資材等の高騰による建設費用の増大等により、計画を順延していたが、令和2年に至り実現に向けて計画を進めることとなったのである。すでに、当初計画からは10年以上遅れることとなったが、その間にも、技術的な進歩により、より環境に負荷のかからないクリーンな施設の建設が可能になっている。

キ 以上のとおり、被告による用地選定については、裁量違反となる違法はない。

2 本件の違法事由について

- (1) 原告らは、被告の財務会計行為の違法について、前提としての計画に違法があり、それが承継されるとの主張を行うものである。
- (2) 一般論として、違法が承継されることは認めるものの、行政の安定的な運営のためには、先行行為から承継されるべき違法については、単に、先行行為に瑕疵があるというのみではなく、行政行為として無効とされるべき重大かつ明白な瑕疵がある場合に限るとすべきである。
- (3) 原告らが原因行為として指摘する「中間処理施設整備事業の決定そのもの」、「中間処理施設整備事業の計画決定自体」がどの行政行為を指すか明らかでないが、新中間処理施設建設計画自体は、関係法規に則り、都市計画を経て適切に行われており、違法となる要素はない。
- (4) 一方で、原告の主張する覚書に反し違法であるとの主張については、すでに主張したとおり、覚書には法的拘束力はないとの見解から、本件計画を実行しているのであって、違法となるものではない。
- (5) 加えて、原告の主張する用地選定の違法については、すでに述べたとおり、用地選定にかかる関係法規に照らせば、被告には、その用地場所の選定については、広範な行

政裁量が認められており、その裁量違反は認められないのであるから、この点においても、承継されるべき違法は存在しない。

以上